



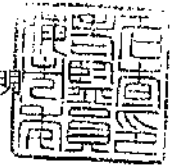
海老名市監査委員告示第 9 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年7月18日

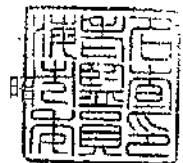
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水



海老名市監査委員

宇田川 希



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 消防本部 警防課
- 2 監査の実施日 令和6年6月26日
- 3 監査結果の公表日 令和6年6月28日(海老名市監査委員告示第7号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
令和6年度の防火水槽用地の土地賃貸借契約について、契約書の取り交わしが完了していないものが1件あった。	当該契約の性質上、4月1日時点の地権者又は代表者との取交しとなることから、新年度が始まってからの事務処理及び書類発送となるため、毎年度苦慮している業務であるが、今後の防止策として各地権者等にあった書類の受渡し方法を見極めるとともに、進捗確認の連絡や訪問回数を増やす等の対応を行い、今回のような指摘がないよう取り組んでまいります。